

流山市出産・子育て応援給付金事業

流山市では国の交付金を活用して、全ての妊婦や子育て家庭の相談に応じ必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施しています。妊娠届出時や出生届出後の訪問時に面談をされた方に、妊娠期分5万円・子育て期分5万円を支給します。

●対象者

申請時点で流山市に住み票があり、他の自治体の応援給付金（現金やクーポン等）の支給を受けていない方で、以下に該当する方。

- ・出産応援給付金（妊娠1回につき現金5万円）：令和5年3月1日以降に妊娠の届出をした妊婦
- ・子育て応援給付金（子ども1人につき現金5万円）：令和5年3月1日以降に出生した子どもの養育者

●給付・支援の流れ



●問い合わせ

面談など伴走型相談支援に関すること

問 健康増進課（保健センター） ☎04-7154-0331（代表）
☎04-7170-0111（妊婦さん相談専用スペース）

給付金の振込・記入方法に関すること

問 子ども家庭課 ☎04-7150-6082

マタニティタクシー利用助成制度

問 まちづくり推進課 ☎7150-6090

妊娠中の方の移動に関する不安の解消や、市内地域公共交通の利用促進などを目的とした制度です。健診や通院、出産に伴う入退院のために利用したタクシー料金の一部を助成します。



詳細は二次元コードからご確認ください。

●対象：タクシーを利用した日に流山市に住み登録がある妊産婦さん

●助成額：妊産婦さんによるタクシー利用の実費分を助成します。

※利用1回あたりの助成上限は2,000円（1回の妊娠につき、上限20,000円）。

注：助成対象となるタクシー事業者の利用に限ります。

流山ぐりーんバス運賃割引

問 まちづくり推進課 ☎7150-6090

流山ぐりーんバスが普通運賃の半額でご利用になれます。

●対象：妊婦さん

●利用方法：運賃支払い時に乗務員に母子手帳を提示してください。

手当・助成

児童手当

問 子ども家庭課 ☎7150-6082

中学卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に対して支給します。原則、請求した月の翌月から支給となります。異動日が月末に近い場合、異動日の翌日から15日以内に必ず申請してください。

※所得上限限度額以上の場合、手当の支給はありません。手当が支給されなくなったあとに所得が所得上限限度額を下回り、手当を受けようとする場合は改めて認定請求書の提出が必要となります。

●対象 0歳から中学3年生まで

●支給額（1人あたり月額）

0～3歳未満	3歳～小学生修了前	中学生
15,000円（一律）	10,000円（第1・2子） 15,000円（第3子以降）	10,000円（一律）
所得制限限度額以上所得上限限度額未満の方：5,000円（一律） 所得上限限度額以上の方：支給なし		

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

●支給時期 原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

●所得制限限度額 所得額は、年間収入金額から給与所得控除額や医療費控除等を控除した額です。

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)	所得上限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※収入額の目安は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

出産育児一時金

問 保険年金課 ☎7150-6077

国民健康保険に加入している人が出産したとき、一児につき50万円（分娩機関が産科医療補償制度に未加入の場合は、48万8千円）が世帯主に支給されます。

※流山市の国民健康保険以外の健康保険の場合には、勤め先または保険証に記載されている健康保険にお問い合わせください。

子ども医療費助成制度

問 子ども家庭課 ☎7150-6082

子どもが健康保険を使用して、医療機関で保険診療を受けた医療費を、現物給付もしくは償還払いで助成します。出生・転入の際に受給券の交付申請を行ってください。（県外で受診した場合等は、一部負担金を医療機関に支払ったうえで、後日、市に医療費助成金の申請をしてください）

助成対象	0歳～高校3年生	
区分	通院（歯科・調剤を含む）と入院	
対象年齢	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	
対象となる医療費	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険の一部負担（自己負担額）で、総医療費の2割（小学校就学前）または3割 他の公費医療制度の自己負担分 食事療養標準負担額（1日3食を限度） 健康保険の給付対象となる弱視眼鏡（9歳未満）・補装具等 	
自己負担金	<ul style="list-style-type: none"> 通院 1回につき 200円 入院 1日につき 200円 	<ul style="list-style-type: none"> 保険調剤 無料 *住民税所得割額非課税世帯の方は無料 <p>・通院については同一の医療機関同月6回以降無料 ・入院については同一の医療機関同月11回以降無料</p>
助成対象外	検診・予防接種の費用、薬の容器代、差額ベッド代、交通費など	

ひとり親家庭等への手当・助成

児童扶養手当（ひとり親家庭等）

問 子ども家庭課 ☎7150-6082

離婚や父または母の死亡等により、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護している母親、父親、または、父もしくは母にかわってその児童を養育しているひとり親の方等に支給します。（父にあっては父が児童を監護し、かつ生計を同じくしている場合のみ該当します。所得・公的年金等の受給による支給制限があります）

●支給額

全部支給の場合の手当月額

基本額	第2子加算額	第3子以降加算額
44,140円	10,420円	6,250円/人

一部支給の場合の手当月額

基本額	第2子加算額	第3子以降加算額
44,130円～10,410円	10,410円～5,210円	6,240円/人～3,130円/人

全部停止の場合：0円

●所得制限限度額

扶養親族等の数	本人全部支給所得額	本人一部支給所得額	孤児等の養育者 配偶者・扶養義務者 所得額
0	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円

児童育成手当（ひとり親家庭等）

問 子ども家庭課 ☎7150-6082

児童扶養手当の受給資格の要件を満たし、監護する児童が2人以上いる場合に、第2子以降に支給します。（所得・公的年金等の受給による支給制限があります）

遺児等手当（ひとり親家庭等）

問 子ども家庭課 ☎7150-6082

父母のいずれか一方が死亡している場合などの要件を満たし、16歳未満の児童を養育している方に支給します。（所得制限があります）

ひとり親家庭等医療費等助成

問 子ども家庭課 ☎7150-6082

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子、父子家庭ならびに父母のいない児童を養育するひとり親家庭に対して、健康保険が適用された医療費等について自己負担相当額（高額療養費および医療費助成金等を除く）を現物給付もしくは償還払いで助成します。（所得制限があります）

ひとり親家庭などへの資金の貸付

問 子ども家庭課 ☎7150-6082

ひとり親家庭の経済的自立のため、さまざまな資金の貸付制度があります。この資金には、有利子（1.0%程度）と無利子の場合とがあります。受けるためには、事前に相談が必要となりますので、ご注意ください。

ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター利用料助成 問 子ども家庭課 ☎ 7150-6082

ひとり親家庭、就学前の児童を3人以上養育している家庭と就学前の2人以上の多胎児を養育している家庭に対し、ファミリー・サポート・センター利用料を助成します。

●助成対象者：同センター利用会員のうち、1.ひとり親または両親が育てることができない児童を養育している方（児童扶養手当支給に準じる所得制限があります）2.就学前（小学校入学前）の児童を3人以上養育している方 3.就学前（小学校入学前）の2人以上の多胎児を養育している方

●助成額：利用会員が提供会員に支払った費用のうち、報酬の2分の1の額を助成します。（限度額1か月あたり3万円）

※申請方法や所得制限等の詳細については、お問い合わせください。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金 問 子ども家庭課 ☎ 7150-6082

母子家庭の母または父子家庭の父が、就業につながる教育訓練講座を受講する場合に、受講に要する経費の一部を給付金として支給し、就業を支援します。支給対象となる講座は、厚生労働省または市の指定する講座です。受けるためには、事前に相談が必要となりますので、ご注意ください。

母子家庭等高等職業訓練促進給付金 問 子ども家庭課 ☎ 7150-6082

母子家庭の母または父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、6か月以上養成機関で修学する場合に、4年間を限度として「高等職業訓練促進給付金」を支給し、生活費負担の軽減を図るとともに資格の取得を援助します。受けるためには、事前に相談が必要となりますので、ご注意ください。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金 問 子ども家庭課 ☎ 7150-6082

母子家庭の母および父子家庭の父ならびに20歳未満の児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者等が実施する対策講座の受講費用の一部を支給し、学び直しを支援します。受けるためには、事前に相談が必要となりますので、ご注意ください。

通勤定期乗車券特別割引制度 問 子ども家庭課 ☎ 7150-6082

児童扶養手当受給者世帯等に属する世帯員に対して、通勤定期乗車券の購入に係る負担の軽減を図るため、JRが定める特別の割引率をもって通勤定期乗車券を購入できる制度です。受けるためには、事前の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

子どもの学習支援 問 子ども家庭課 ☎ 7150-6082

児童扶養手当等を受給している世帯の中学校2・3年生を対象として、高校進学に向けての学習支援を行います。

障害児・未熟児・病児への手当・助成

特別児童扶養手当 問 障害者支援課 ☎ 7150-6081 FAX 7158-2727

おおむね、重度・中度の障害を有するため、日常生活において介護を必要とする20歳未満で施設等に入所していない児童を監護している父母もしくは養育者に支給されます。（所得制限があります。また、診断書による障害の程度の審査があります。）

障害児福祉手当 問 障害者支援課 ☎ 7150-6081 FAX 7158-2727

日常生活において常時介護を要する重度の障害児で、施設等に入所していない20歳未満の者に対して支給されます。（扶養義務者等の所得制限があります。また、診断書による障害の程度の審査があります。）

自立支援医療（育成医療）申請 問 障害者支援課 ☎ 7150-6081 FAX 7158-2727

身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと医師により認められる疾患のある児童が、その障害を除去・軽減する効果が期待できる手術等を指定医療機関において行う場合、医療費の一部を公費により負担します。（自己負担額は課税状況により異なり、所得制限があります）

未熟児養育医療申請 問 申請：保健センター（健康増進課） ☎ 7154-0331 医療券交付・自己負担金：子ども家庭課 ☎ 7150-6082

指定医療機関の医師が、未熟児かつ入院治療が必要と認めたとおむね出生体重2,000g以下の乳児の保護者に対して、入院中の医療費の一部を公費により負担します。

小児慢性特定疾病医療費助成制度 問 松戸保健所（松戸健康福祉センター）地域保健課 ☎ 047-361-2138

慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の医療費の一部を助成します。

なお、対象の疾患が定められており、疾患ごとに認定基準があります。（自己負担上限額は、保護者の所得や児童等の状態（重症認定基準や人工呼吸器等装着者認定基準に該当する場合）などに応じて異なります）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の申請 問 障害者支援課 ☎ 7150-6081 FAX 7158-2727

小児慢性特定疾病児童等への特殊寝台等の日常生活用具を給付する制度です。（自己負担額は、世帯の課税状況等により異なります）

軽度・中等度難聴児補聴器等購入費の申請

問 障害者支援課 ☎7150-6081 FAX 7158-2727

身体障害者手帳の交付対象とならない程度の聴覚障害のある児童に対して、補聴器の装用について医師が必要と判断した場合、補聴器等の購入に必要な費用の一部を公費により負担します。

幼稚園・認可外保育施設等・学校の補助・援助

施設等利用給付

問 保育課 ☎7150-6124

私立幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等をご利用されている方は、下記に該当する場合は、施設等利用費が給付されます。

①私立幼稚園をご利用の方

- 対象：満3歳以上の場合 給付額：上限2万5,700円

②①+預かり保育をご利用の方

- 対象：3歳クラス以上で保育の必要性の認定を受けている場合（満3歳児クラスの場合は保育の必要性の認定を受けた非課税世帯の場合）に無償化の対象となります。
- 給付額：1日最大450円×利用日数（月最大11,300円※）

③認可外保育施設をご利用の方

- 対象：3歳クラス以上で保育の必要性の認定を受けている場合（0～2歳児クラスの場合は保育の必要性の認定を受けた非課税世帯の場合）に無償化の対象となります。
- 給付額：上限37,000円※
- ※0歳から2歳（満3歳）児クラスの非課税世帯の場合は、+5,000円給付されます。

☆申請方法 保育課にお問合せいただくか、市ホームページをご確認ください。

チーパス（ちばの子育て家庭優待カード）

問 子ども家庭課 ☎7150-6082

協賛店舗でチーパスを提示すると、協賛店舗が決めたサービス（プレゼント、ポイント、割引、無料など）が受けられます。

- 対象：妊娠中の方または18歳未満までのお子さんがある世帯
- 専用ホームページ「チーパス・スマイル」に登録することで、電子版チーパスを使用できます。スマートフォン用アプリもございますので、是非ご利用ください。



就学援助

問 学校教育課 ☎7150-6104

お子さんが安心して学校生活を送れるよう、経済的理由でお困りのご家庭に対し、学用品費などの援助を行っています。

相談窓口

子育てをしているときは、何かと心配になることがあります。日頃、お子さんのことで困っていることや悩んでいることがありましたら、お気軽にご相談ください。



●子育てに関する相談

相談窓口	電話番号	相談内容
おやこあんしん相談 (子ども家庭課内) (9時～16時)	7158-1710 FAX 7158-6696	子育てに関すること全般 どこに相談してよいかわからないときは、こちらへ。必要に応じて専門の機関をご紹介します。
家庭児童相談室 (9時～17時)	7158-4144 FAX 7158-6696	子どもを取り巻く家庭環境、しつけ、教育等の問題
地域子育て支援センター (市内11か所) 市内各幼稚園・保育施設	—	就学前児童や園児等の育児不安や悩み、子育て全般に関する相談
保健センター（健康増進課）	7154-0331 FAX 7155-5949	乳幼児の発育・健康、保護者の健康相談
妊婦さん専用相談スペース (保健センター内)	7170-0111 FAX 7156-5656	母子健康手帳交付、妊娠中・子育ての相談
子育てなんでも相談室 (南流山センター内)	7158-7766 FAX 7158-7767	
幼児教育相談 (月曜・火曜・木曜 9時～14時)	7154-8781 FAX 7154-8081	未就学児の子育てや園での生活に関すること等の幼児教育相談

●発達のお子さんに関する相談

相談窓口	電話番号	相談内容
児童発達支援センター療育相談室（9時～16時）	7154-4844	就学前のお子さんの成長や発達など心配ごとの相談

●学校生活に関する相談

相談窓口	電話番号	相談内容
教育相談室 （9時～16時30分）※第3水曜日を除く	7150-8390	市内在住の小中学生の不登校、学校生活上の悩みに関する相談
流山小中学生専用なやみホットライン （13時～21時） 〈メール〉 hotline@city.nagareyama.chiba.jp	7150-8055	市内在住の小中学生からの学校や家庭での悩みについての電話相談
就学相談 （9時～16時30分）※第3水曜日を除く	7150-8388	特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室への入学、入級、通級に関する相談
いじめ防止相談対策室 （9時～16時30分）	7157-1683	小中学生のいじめについての相談

スクールカウンセラー

各小中学校にスクールカウンセラーが配置されています。児童生徒の不登校・学習等、主に学校生活上の相談を行っています。相談日等については、直接学校へお問い合わせください。

●ひとり親の方向けの相談

相談窓口	電話番号	相談内容
母子・父子自立支援員 （9時～17時） *面談の場合は、事前にご連絡ください。	7150-6592	ひとり親（母子・父子等）家庭の方の生活上の悩み、就労・資格取得相談、貸付相談

●児童虐待に関する相談

児童虐待は特別な家庭で起こるものではなく、どの家庭でも起こりうる身近な問題です。たとえ保護者はしつけのつもりでした行為であっても、それが子どもにとって有害な行為であれば「虐待」です。児童虐待をなくし、子どもたちの笑顔を守るため、虐待に気づいたときや、「もしかして虐待かも?」と思ったら、身近な相談窓口（家庭児童相談室）に相談してください。

連絡は匿名でも構いません。連絡した人が特定されないよう秘密は守られます。たとえ、虐待の事実がなかったとしても、責任を問われることはありません。あなたの「気づき」と連絡が、保護者と子どもへの支援の第一歩になります。

【連絡先】

- 家庭児童相談室 ☎7158-4144
- 柏児童相談所 ☎7131-7175
- 子ども家庭110番（千葉県中央児童相談所）
☎043-252-1152（24時間365日受付）



あの子、もしかしたら虐待を受けているのでは…
子育てが辛くて、つい子どもにあたってしまう…
身の回りで子育てに悩んでいる人がいる…

家庭児童相談室とは…

18歳未満の子どもと家庭の問題について、家庭児童相談員が相談に応じます。相談の秘密は守ります。まずは、お気軽にご相談ください。

【相談日】月曜から金曜（祝日・年末年始を除く）

【相談時間】9時～17時

【相談場所】流山市役所 第2庁舎 2階 [マップ: 12図 C-1]

子ども家庭部子ども家庭課内家庭児童相談室

※相談は、来室でも電話でもできます。

児童相談所
全国共通ダイヤル
189（いちはやく）番
（通話料無料）



オレンジ色のリボンには「子どもへの虐待をなくし、受けた傷に苦しむ子どもたちを支援しよう」との気持ちが強く込められています。

⚠️ 連絡方法

緊急時の連絡方法について家族や親戚、隣人と話し合っておきましょう。

家族がそろっていないときに災害が発生することがあります。

被災状況によって家族間の連絡が取りづらくなることも考えられます。保育園・幼稚園・学校における災害時の子どもの引き取りや連絡網などの取り決めを確認しましょう。

⚠️ 避難所・避難場所

家の近くの避難所・避難場所をハザードマップで確認しておきましょう。

災害時の避難所・避難場所を家族で確認しておくことが大切です。

また、避難所・避難場所やそこへの経路がふさがっていたり、危険を伴う状況も起こり得ます。避難所・避難場所、経路とも複数設けておきましょう。安否確認には、**災害用伝言ダイヤル171**などのサービスを利用してください。

ID 1003692

⚠️ 非常用リュック

非常時を想定しながら必要なものを揃えましょう。

かさばらず、体力に応じた重さを考え、持ち出しやすい場所に保管しましょう。(玄関や車の中など)

災害時は何も持たずに飛び出すこともあり、家に戻ることが危険な場合もあります。

また、大人用に加えて子ども分の必要なものは月齢・年齢によって変わります。

あらかじめ余分に購入し、使いながら買い足し、3日分の物資は手元に置いておきましょう。

大人用の非常用リュックに加えて、乳幼児用として右記リストを参考にしてください。

また、感染症対策グッズも携行しましょう。

持ち物リスト

- 母子健康手帳 健康保険証
- 子ども医療費助成受給券
- 紙おむつ 着替え ガーゼ
- タオル&バスタオル 水
- 離乳食 消毒剤 清浄綿
- おしりふき ビニール袋
- カイロ 抱っこひも
- 予備の哺乳瓶 歯ブラシ
- ミルク (粉・液体)
- など

感染症対策

- マスク 手指消毒用アルコール
- 石けん・ウェットティッシュ
- 体温計

⚠️ 健康状態

現在受診している病院や治療内容・持病などがわかるようにしておきましょう。

災害はいきなり発生するものです。自ら家族のかかりつけ医、服用している薬などメモしたものを携帯しておくことと安心です。

⚠️ 安全確認

家の中で起きる災害を予防しましょう。

災害などでは、固定していない家具の転倒・落下が原因によるケガも多く報告されています。

実際に、乳幼児が家具の下敷きになってしまった場合、自力で抜け出すことができないため、家具の配置や固定状況を確認しましょう。

⚠️ 流山市の情報伝達手段について

● 流山市安心メール

災害発生情報などの緊急性の高い行政情報を、携帯電話やパソコン・スマートフォンにメールで配信します。

ID 1002709



● 流山市公式X (旧Twitter)

@nag_anshinanzen



● 防災アプリYahoo!防災速報

ヤフー株式会社が提供する防災アプリ。ハザードマップが閲覧できるほか、防災気象情報、避難所開設情報などをプッシュ通知でお知らせします。

ID 1022652



android版



ios版

● 防災行政無線・テレホンサービス

災害情報などの重要な情報を、市内79局の屋外スピーカーから放送します。放送内容が聞きづらい場合は、テレホンサービス (☎ 0120-78-3170) をご利用ください。

ID 1039747

● 流山市公式LINEアカウント

生活に役立つお知らせやイベント情報など、欲しい情報のみを通知するほか、皆さんが興味のある情報にアクセスすることができます。

ID 1037131

